

～政策関連～

国家発展改革委員会、商務部 21年版全国・自貿区外資ネガティブリストを公表 自動車産業の外資規制全廃、調査サービス分野でも規制緩和

平素より格別のご高配を賜り誠にありがとうございます。

国家発展改革委員会、商務部は、2021年12月27日付で『外商投資参入特別管理措置（ネガティブリスト）（2021年版）』（国家発展改革委員会・商務部令第47号。以下、『2021年版全国外資ネガティブリスト』）¹、『自由貿易試験区外商投資参入特別管理措置（ネガティブリスト）（2021年版）』（国家発展改革委員会・商務部令第48号。以下、『2021年版自貿区外資ネガティブリスト』）²を公布しました。それぞれ、全国と自由貿易試験区（以下、自貿区）において適用される外商投資に対する参入規制・禁止事項を列記しています。

『2021年版全国外資ネガティブリスト』および『2021年版自貿区外資ネガティブリスト』は2022年1月1日より実施されます。これに伴い、『2020年版全国外資ネガティブリスト』、『2020年版自貿区外資ネガティブリスト』³は同時に廃止されます。また、国家発展改革委員会の責任者は27日の記者会見で、現行規定のうち調整が必要なものについて、当局が2年以内に関連調整作業を完了することを明らかにしました。

□ 全国では自動車分野の外資規制全廃

『2021年版全国外資ネガティブリスト』は、『2020年版全国外資ネガティブリスト』を改定したもので、参入規制・禁止事項を33項目から31項目に削減しています。

今回の改定では自動車分野について、乗用車製造の外資出資比率の制限に加え、同一の外資企業が中国国内において同類の完成車製品を生産できる合弁企業の上限を2社までとする制限も撤廃しました。この他、ラジオ・テレビ設備分野については、衛星テレビ・ラジオの地上受信設備および重要部品の生産制限を撤廃しました（詳細は図表1を参照）。



MIZUHO
瑞穂銀行

— WeChat公式アカウント —

¹ 中国語原文については、以下の URL よりダウンロードできます。

⇒ https://www.ndrc.gov.cn/xxgk/zcfb/fzggwl/202112/t20211227_1310020.html?code=&state=123

² 中国語原文については、以下の URL よりダウンロードできます。

⇒ https://www.ndrc.gov.cn/xxgk/zcfb/fzggwl/202112/t20211227_1310019.html?code=&state=123

³ 20年版全国・自貿区外資ネガティブリストについては、『みずほ中国 ビジネス・エクスプレス』第511号をご参照ください。以下の URL よりダウンロードできます。⇒ <https://www.mizuhobank.co.jp/corporate/wor/ld/info/cndb/express/pdf/R419-0563-XF-0105.pdf>

【図表1】『全国外資ネガティブリスト』改定前後の比較

分野	2020年版	2021年版	変更点
製造業	✓特殊自動車、新エネルギー自動車、商用車を除き、自動車の完成車製造に係る中国側の持分比率は50%を下回らず、同一の外商は国内において2社以下の同類の完成車製品を生産する合併企業を設立することが可能である	—	✓削除
	✓衛星テレビ・ラジオの地上受信設備および重要部品の生産	—	✓削除

(『2021年版全国外資ネガティブリスト』などに基づき、中国アドバイザー一部作成)

□ 自貿区は自動車等製造業の外資規制全廃、調査サービス分野でも規制緩和

『2021年版自貿区外資ネガティブリスト』は、『2020年版自貿区外資ネガティブリスト』に対して改定を行ったもので、参入規制・禁止事項につき30項目から27項目に削減しています。『2021年版自貿区外資ネガティブリスト』は『2021年版全国外資ネガティブリスト』と同様に自動車とラジオ・テレビ設備分野における外資規制を撤廃しています。これにより、自貿区では製造業の外資規制が全部撤廃されました。さらに、サービス業では市場調査の分野においてラジオの聴取率とテレビの視聴率を除き、外資の参入制限を撤廃しました。社会調査の分野でも、中国側が67%以上出資すること、代表者を中国籍者とするを条件に、外資によるマイノリティ出資を認めるとしました(図表2を参照)。

【図表2】『自貿区外資ネガティブリスト』改定前後の比較

分野	2020年版	2021年版	変更点
製造業	✓特殊自動車、新エネルギー自動車、商用車を除き、自動車の完成車製造に係る中国側の持分比率は50%を下回らず、同一の外商は国内において2社以下の同類の完成車製品を生産する合併企業を設立することが可能である	—	✓削除
	✓衛星テレビ・ラジオの地上受信設備および重要部品の生産	—	✓削除
リースおよびビジネス・サービス業	✓市場調査は合併に限る。このうちラジオ・テレビの視聴調査は中国側が持分支配しなければならない	✓ラジオ・テレビの視聴調査は中国側が持分支配しなければならない。社会調査は中国側が67%以上出資し、法定代表人が中国籍者でなければならない	✓市場調査への参入規制を撤廃 ✓社会調査へのマイノリティ出資を認める
	✓社会調査への投資を禁止する		

(『2021年版自貿区外資ネガティブリスト』などに基づき、中国アドバイザー一部作成)

□ 海外上場中国系企業をめぐる関連規制の適用方法を明確化

21年版全国・自貿区外資ネガティブリストにおけるもう1つの注目点は、海外上場中国系企業をめぐる関連規制の適用方法が明確化されたということです。21年版全国・自貿区外資ネガティブリストの説明部分では、「外資ネガティブリストの投資禁止分野の業務を手掛ける中国国内企業が海外市場に上場する場合、国の主管部門による審査・承認が必要となり、海外投資家が企業の経営管理に参画してはならず、その出資比率は海外投資家の国内証券投資管理に関する規定に適合しなければならない」との文言が追加されました。当該規制の適用対象について、国家発展改革委員会の責任者は会見で、「既存と新規を区別し、既に海外に上場した関連企業における出資比率が上限を超えた外資に対し、その持分の売却は求めない」と明言しました。つまり、当該規制は既存の海外上場企業に適用しないということです。

また、国の主管部門の審査・承認について、「国内企業の海外上場を審査・承認することではなく、海外上場企業による外資ネガティブリスト関連規制の適用免除を審査・承認することを指す」とし、国内企業による国内外市場での上場を支持する方針を強調しました。

なお、海外投資家の国内証券投資管理に関する規定とは、海外投資家によるQFII（適格海外機関投資家）や株式相互取引（ストック・コネクト）など経由の国内証券投資に関するルールを指します。現行ルールでは、単一銘柄への出資上限について、全ての海外投資家⁴の持株比率上限を30%、単一の海外投資家の持株比率上限を10%としています⁵。

これまで外資規制を回避するためにVIE（変動持分事業体）構造を利用して海外に上場している国内企業は少なくありません。これに先立ち、証券監督管理委員会（CSRC）は12月24日、VIE構造を利用する国内企業の海外上場を条件付きで容認する旨の意見募集案を公表しました。

国内外情勢の変化に伴い、当局は外資参入規制を緩和しつつ、経済運営の安定化や主導権も重視し、現行体制の抜け穴を塞ぐために関連制度の整備に取り組んでいます。

*

『2021年版全国外資ネガティブリスト』および『2021年版自貿区外資ネガティブリスト』の日本語仮訳については、以下をご参照ください。

⁴ 戦略的投資家等を含まない

⁵ この海外投資家の持株比率上限は今後、緩和される可能性がある

外商投資参入特別管理措置（ネガティブリスト）（2021年版）

No.	特別管理措置
1、農林水産業	
1	小麦の新品種の選択的な育種および種子の生産は、中国側の持分比率が34%を下回らない。トウモロコシの新品種の選択的な育種および種子の生産は、中国側が持分支配しなければならない。
2	中国における希有および特有の貴重な優良品種に係る研究・開発、養殖、栽培および関連繁殖材料の生産への投資を禁止する（栽培業、畜産業、水産業における優良な遺伝子を含む）。
3	農作物、種苗・家畜・家禽、水産種苗の遺伝子組換え品種の選択的な育種およびその遺伝子組換え種子（苗）の生産への投資を禁止する。
4	中国の管轄海域および内陸水域における水産物の捕獲への投資を禁止する。
2、採掘業	
5	レアアース、放射性鉱物、タングステンの探査、採掘および選鉱への投資を禁止する。
3、製造業	
6	出版物の印刷は中国側が持分支配しなければならない。
7	漢方煎じ薬の蒸、炒、炙、煨（焼く）等の炮制技術の応用および漢方製剤の秘伝処方製品の生産への投資を禁止する。
4、電力、熱、ガスおよび水の生産と供給業	
8	原子力発電所の建設、経営は中国側が持分支配しなければならない。
5、卸売と小売業	
9	葉タバコ、紙巻たばこ、再乾燥葉タバコおよびその他たばこ製品の卸売、小売への投資を禁止する。
6、交通運輸、倉庫保管および郵政業	
10	国内の水上運輸会社は中国側が持分支配しなければならない。
11	公共航空運輸会社は必ず中国側が持分支配をし、且つ1社の外商およびその関連企業の投資比率が25%を超えてはならず、法定代表人は中国国籍の公民が担わなければならない。一般航空会社の法定代表人は中国国籍の公民が担わなければならない。このうち農業、林業、漁業に係る一般航空会社は合併に限り、その他の一般航空会社は中国側による持分支配に限る。
12	民間空港の建設、経営は中国側が相対的に持分支配しなければならない。外資側は空港の管制塔の建設、運営に参加してはならない。
13	郵便会社、書簡に係る国内宅配業務への投資を禁止する。
7、情報伝送、ソフトウェアおよび情報技術サービス業	
14	電信会社：中国がWTO加盟時に対外開放を公約した電信業務に限り、付加価値電信業務に係る外資の持分比率は50%を超えず（電子商取引、国内マルチ通信、ストアアンドフォワード、コールセンターを除く）、基礎電信業務は中国側が持分支配しなければならない。
15	インターネットニュース情報サービス、オンライン出版サービス、オンライン番組視聴サービス、インターネット・カルチャーの経営（音楽を除く）、インターネット一般向け情報サービスへの投資を禁止する（上述サービスのうち、中国がWTO加盟時の公約によりすでに対外開放した内容を除く）。
8、リースおよびビジネス・サービス業	
16	中国の法律事務（中国の法的環境の影響に関する情報の提供を除く）への投資を禁止し、国内の法律事務所のパートナーとなってはならない。
17	市場調査は合併に限る。このうちラジオ・テレビの視聴調査は中国側が持分支配しなければならない。
18	社会調査への投資を禁止する。
9、科学研究および技術サービス業	
19	人体幹細胞、遺伝子診断と治療技術の開発および応用への投資を禁止する。
20	人文社会科学研究機関への投資を禁止する。
21	測地測量・海洋測量作図・航空撮影測量作図・地上移動測量・行政区域境界線の測量作図、地形図・世界行政区画地図・全国行政区画地図・省級以下行政区画地図・全国における教材用地図・地方における教材用地図・高精度3D地図とナビゲーション電子地図の編制、地域的な地質調査図・鉱山地質・地球物理・地球化学・水文地質・環境地質・地質災害・地質リモートセンシング等の調査への投資を禁止する。（鉱業権者がその鉱業権の範囲内にて実施する作業は当該特別管理措置の制限を受けない）
10、教育	

22	就学前、普通高校と高等教育機関は中外合作による学校運営に限り、中国側が主導しなければならない（校長もしくは主要行政責任者は中国国籍を有し、理事会、董事会もしくは共同管理委員会における中国側のメンバーは2分の1を下回ってはならない）。
23	義務教育機関、宗教教育機関への投資を禁止する。
11、衛生および社会事業	
24	医療機関は合併に限る。
12、文化、スポーツおよび娯楽業	
25	報道機関への投資を禁止する（通信社を含むが、この限りではない）。
26	書籍、新聞、定期刊行物、音声・映像製品および電子出版物の編集、出版、制作業務への投資を禁止する。
27	各級のラジオ局（ステーション）、テレビ局（ステーション）、ラジオ・テレビチャンネル（周波数）、ラジオ・テレビ伝送ネットワーク（電波塔、中継局、ラジオ・テレビ衛星、衛星アップリンク局、衛星中継局、マイクロ波中継局、監視・モニタリング局および有線ラジオ・テレビ伝送ネットワーク等）への投資を禁止し、ラジオ・テレビ視聴オンデマンド業務および衛星テレビ・ラジオの地上受信設備据付サービスへの従事を禁止する。
28	ラジオ・テレビ番組の制作・経営（輸入業務を含む）会社への投資を禁止する。
29	映画制作会社、配給会社、興行会社および映画の輸入業務への投資を禁止する。
30	文物を競売するオークション会社、文物商店および国有文物博物館への投資を禁止する。
31	文学・芸術公演団体への投資を禁止する。

**自由貿易試験区外商投資参入特別管理措置
(ネガティブリスト) (2021年版)**

No.	特別管理措置
1、農林水産業	
1	小麦、トウモロコシの新品種の選択的な育種および種子の生産に係る中国側の持分比率は34%を下回らない。
2	中国における希有および特有の貴重な優良品種に係る研究・開発、養殖、栽培および関連繁殖材料の生産への投資を禁止する(栽培業、畜産業、水産業における優良な遺伝子を含む)。
3	農作物、種苗・家畜・家禽、水産種苗の遺伝子組換え品種の選択的な育種およびその遺伝子組換え種子(苗)の生産への投資を禁止する。
2、採掘業	
4	レアアース、放射性鉱物、タングステンの探査、採掘および選鉱への投資を禁止する。(許可を経ずに、レアアース鉱区への進入もしくは鉱山の地質資料、鉱石のサンプルおよび生産のプロセス技術の取得を禁止する。)
3、電力、熱、ガスおよび水の生産と供給業	
5	原子力発電所の建設、経営は中国側が持分支配しなければならない。
4、卸売と小売業	
6	葉タバコ、紙巻たばこ、再乾燥葉タバコおよびその他たばこ製品の卸売、小売への投資を禁止する。
5、交通運輸、倉庫保管および郵政業	
7	国内の水上運輸会社は中国側が持分支配しなければならない。(且つ中国籍の船舶もしくは船腹の経営もしくはチャーター等の方式で形を変えて、国内での水路運輸業務およびその他補助業務を経営してはならない。水路運輸の経営者は外国籍の船舶を使用して国内での水路運輸業務を営営してはならないが、中国政府の許可を経て、国内においてそれが申請する運輸の要求を満たすことができる中国籍の船舶がなく、且つ船舶が停泊する港湾もしくは水域が対外的に開放されている港湾もしくは水域である場合、水路運輸の経営者は中国政府が規定する期限もしくは運行回数内において、一時的に外国籍の船舶を使用して中国の港湾間での海上運輸と曳航を営営することができる。)
8	公共航空運輸会社は中国側が持分支配をし、且つ1社の外商およびその関連企業の投資比率が25%を超えてはならず、法定代表人は中国国籍の公民が担わなければならない。一般航空会社の法定代表人は中国国籍の公民が担わなければならないが、このうち農業、林業、漁業に係る一般航空会社は合併に限り、その他の一般航空会社は中国側による実質的支配に限る。(中国公共航空運輸企業のみが国内の航空サービスを営営することができ、合わせて中国指定キャリアとして定期と不定期の国際航空サービスを提供する。)
9	民間空港の建設、経営は中国側が相対的に支配しなければならない。外資側は空港の管制塔の建設、運営に参加してはならない。
10	郵便会社(および郵便サービスの経営)、書簡に係る国内宅配業務への投資を禁止する。
6、情報伝送、ソフトウェアおよび情報技術サービス業	
11	電信会社: 中国がWTO加盟時に対外開放を公約した電信業務に限り、付加価値電信業務に係る外資の持分比率は50%を超えず(電子商取引、国内マルチ通信、ストアアンドフォワード、コールセンターを除く)、基礎電信業務は中国側が持分支配しなければならない(且つ事業者は法に基づき設立する専門的に基礎電信業務に従事する会社でなければならない)。上海自貿試験区の従来の地域(28.8平方キロメートル)における試行政策はすべての自貿試験区に拡大して執行する。
12	インターネットニュース情報サービス、オンライン出版サービス、オンライン番組視聴サービス、インターネット・カルチャーの経営(音楽を除く)、インターネット一般向け情報サービスへの投資を禁止する(上述サービスのうち、中国がWTO加盟時の公約によりすでに対外開放した内容を除く)。
7、リースおよびビジネス・サービス業	
13	中国の法律事務(中国の法的環境の影響に関する情報の提供を除く)への投資を禁止し、国内の法律事務所のパートナーとなつてはならない。(外国の法律事務所は代表機構の方式でのみ中国に進出することができ、且つ中国の資格を持つ弁護士を雇用してはならず、雇用する補助人員は当事者に法律サービスを提供してはならない。もし中国において代表機構、派遣・駐在代表を設立する場合、中国の司法・行政部門の許可を経なければならない。)
14	ラジオ・テレビの視聴調査は中国側が持分支配しなければならない。社会調査は中国側の持分比率が67%を下回らず、法定代表人が中国籍者でなければならない
8、科学研究および技術サービス業	

15	人体幹細胞、遺伝子診断と治療技術の開発および応用への投資を禁止する。
16	人文社会科学研究機関への投資を禁止する。
17	測地測量・海洋測量作図・航空撮影測量作図・地上移動測量・行政区域境界線の測量作図、地形図・世界行政区画地図・全国行政区画地図・省級以下行政区画地図・全国における教材用地図・地方における教材用地図・高精度3D地図とナビゲーション電子地図の編制、地域的な地質調査図・鉱山地質・地球物理・地球化学・水文地質・環境地質・地質災害・地質リモートセンシング等の調査への投資を禁止する。（鉱業権者がその鉱業権の範囲内にて実施する作業は当該特別管理措置の制限を受けない）
9、教育	
18	就学前、普通高校と高等教育機関は中外合作による学校運営に限り、中国側が主導しなければならない（校長もしくは主要行政責任者は中国国籍を有し（且つ中国国内において定住する）、理事会、董事会もしくは共同管理委員会における中国側のメンバーは2分の1を下回ってはならない）。（外国の教育機関、その他組織もしくは個人は、単独で中国の公民を主な応募対象とする学校およびその他教育機関（非学制類の職業研修機関、学制類の職業教育機関を含まず）を設立してはならないものの、外国の教育機関は中国の教育機関と合作して、中国の公民を主な応募対象とする教育機関を開設することができる。）
19	義務教育機関、宗教教育機関への投資を禁止する。
10、衛生および社会事業	
20	医療機関は合併に限る。
11、文化、スポーツおよび娯楽業	
21	報道機関への投資を禁止する（通信社を含むが、この限りではない）。（外国の報道機関は、中国国内において常駐報道機関を設立、中国に常駐特派員を派遣する場合、中国政府の批准を経なければならない。外国の通信社は中国国内においてニュースに係るサービス業務を提供する場合、中国政府が審査・批准をしなければならない。中外報道機関による業務の合作は、中国側が主導し、且つ中国政府の批准を経なければならない。）
22	書籍、新聞、定期刊行物、音声・映像製品および電子出版物の編集、出版、制作業務への投資を禁止する。（但し中国政府の批准を経て、合作の中国側の経営主導権と内容最終審査権を確実に保証し、合わせて中国政府が承認回答したその他条件を遵守する場合、中外出版単位はニュース出版に係る中外合作出版プロジェクトを行うことができる。中国政府の批准を経ていない場合、中国国内における金融情報サービスの提供を禁止する。）
23	各級のラジオ局（ステーション）、テレビ局（ステーション）、ラジオ・テレビチャンネル（周波数）、ラジオ・テレビ伝送ネットワーク（電波塔、中継局、ラジオ・テレビ衛星、衛星アップリンク局、衛星中継局、マイクロ波中継局、監視・モニタリング局および有線ラジオ・テレビ伝送ネットワーク等）への投資を禁止し、ラジオ・テレビ視聴オンデマンド業務および衛星テレビ・ラジオの地上受信設備据付サービスへの従事を禁止する。（国外衛星チャンネルの国内放送に対して審査・批准制度を実行する。）
24	ラジオ・テレビ番組の制作・経営（輸入業務を含む）会社への投資を禁止する。（国外の映画・テレビドラマの輸入と衛星伝送方式によるその他国外のテレビ番組の輸入は国家広播電視総局が指定する単位が申告する。中外合作により制作するテレビドラマ（テレビアニメを含む）に対して許可制度を実行する。）
25	映画制作会社、配給会社、興行会社および映画の輸入業務への投資を禁止する。（但し批准を経て、中外企業が合作して映画を撮影することを許可する。）
26	文物を競売するオークション会社、文物商店および国有文物博物館への投資を禁止する。（動かすことのできない文物および国家が出国を禁止する文物の外国人への譲渡、抵当、貸出を禁止する。無形文化遺産に係る調査機関の設立と経営を禁止する。国外の組織もしくは個人は中国国内において無形文化遺産の調査および考古調査、探査、発掘を行う場合、中国と合作する形式を採用し、合わせて専門の審査・批准許可を経なければならない。）
27	文学・芸術公演団体は中国側が持分支配しなければならない。

【照会先】

担当者：中国アドバイザー一部 張巍

Tel : 021-3855-8888 (Ext : 1185)

E-mail : uei.zhang@mizuho-cb.com

政策の適用にあたり、具体的な実務手続き等については、所在地の主管部門または法律事務所等にお問い合わせください。

Copyright © 2021 Mizuho Bank (China), Ltd.

1. 本資料は法律上・会計上・税務上の助言を目的とするものではありません。本資料中に記載された諸条件及び分析は仮定に基づいており、情報及び分析結果の確実性やいは完全性を表明するものではありません。また、当行との取引においてご開示頂く情報、鑑定評価、各種機関の見解、また政策法規・金融環境等の変化によっては、本資料に記載の仮定やスキームと乖離が生じ、提示した効果が得られない可能性があります。本資料については、そのリスクを充分ご理解の上、貴社ご自身の判断によりご利用下さい。当行は本資料に起因して発生したいかなる損害について、その内容如何にかかわらず、一切責任を負いません。
2. 本資料中に記載された企業情報は、公開情報及び第三者機関から取得した情報に基づいて作成しており、当行が顧客との取引において知りうる機密事項や非公開情報等は一切含まれておりません。
3. 本資料中に記載された情報は、当行が信頼できると考える各方面から取得しておりますが、その内容の正確性・信頼性・完全性を保証するものではありません。また、引用された出所元の資料及び文言に含まれる、または解釈される可能性のある意見や論評は、記載された出所元の意見や論評であり、当行の意見や論評を表明するものではありません。
4. 本資料の著作権は原則として当行に帰属します。本資料については貴社内部の利用に限定され、いかなる目的であれ、いかなる方法においても、無断で本資料の一部または全てを、第三者へ開示、または複写・複製・引用・転載・翻訳・貸与する等の行為について固く禁じます。